

設立趣旨書

1. 趣 旨

私たちの総合型地域スポーツクラブは、幼児から高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、すべての地域住民が、気軽にスポーツに親しみ、健康の増進と生活の向上を図ることができるよう、スポーツ・文化活動を通じて、地域スポーツの振興と交流の促進、地域の活性化を目指し、これまで事業を進めてきました。

現在のスポーツを取り巻く環境に眼をやれば、少子化と働き方改革に伴う中学校部活動の地域展開の問題、スポーツ指導者による暴力・暴言、パワハラやセクハラなどの人権侵害、さらには、高齢化に伴う医療費の負担増など、スポーツが社会に与える問題が大きく取り上げられております。

こうした、スポーツに係る社会問題に対しても、総合型地域スポーツクラブは、真剣に向き合い、運営を進めていく必要を感じております。

このような時流のなかで、総合型地域スポーツクラブを立ち上げた初心に帰ると、初期の目的の達成には、地域住民との絆、交流をさらに太い流れとし、行政や関係する地域の諸団体との連携をより強固にすることが必要であり、ひいてはスポーツを巡る社会問題を踏まえた活動の展開にも大きく寄与するものと考えます。

また、地域スポーツの振興を考えた場合、スポーツ関係者の働く場としての受け皿づくりも重要な課題であり、スポーツ指導者の高齢化、人材不足に対応し、安心・安全な活動をサポートする必要もあります。

私たちは、これらを真摯に捉え、熟慮し、私たちの総合型地域スポーツクラブを特定非営利活動法人として法人化する結論に達しました。特定非営利活動法人は、情報公開が義務付けられており、活動の公平性や会計の透明性を広く公開することとされており、地域からの信頼が得やすいという利点があることから、スポーツ・文化活動を通じて、地域社会により広く貢献できる総合型地域スポーツクラブとして、大きく発展していくものと確信します。

2. 設立申請までの経緯

平成 17 年、スポーツ振興に関する事業を行い、市民生活の向上と健康増進に寄与することを目的とする総合型地域スポーツクラブの設立準備委員会を発足し、翌平成 18 年 5 月、スポーツクラブの事業を開始、平成 20 年 6 月 29 日、「城下町スポーツクラブ」を設立し、総合型地域スポーツクラブとして、本格的な事業活動を開始しました。

令和 5 年頃より、特定非営利活動法人への移行につき学習等を通じ、検討を進め、令和 7 年 9 月 2 日、特定非営利活動法人の設立総会の開催に至りました。

令和 7 年 9 月 2 日

法人の名称 特定非営利活動法人

おだわら城下町スポーツクラブ

設立代表者 野 田 昭 義